

■ 4条1項11号

不服 2025-011005

<本願商標>

「夢あじ」(標準文字)

第29類「あじ(生きているものを除く。), あじを原材料とした加工水産物, あじを用いたカレー・シチュー又はスープのもと, あじを用いたお茶漬けのり, あじを用いたふりかけ, あじを使用した惣菜, あじから抽出した食用油脂, あじを用いた食用たんぱく」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標1：
ゆめ

第30類「コーヒー及びココア, コーヒー豆, ウースターソース, ケチャップソース, しょうゆ, 食酢, 酢の素, そばつゆ, ドレッシング, ホワイトソース, マヨネーズソース, 焼き肉のたれ, 角砂糖, 果糖, 氷砂糖, 砂糖, 麦芽糖, はちみつ, ぶどう糖, 粉末あめ, ごま塩, 食塩, すりごま, セロリーソルト, 化学調味料, 香辛料, 食品香料(精油のものを除く。), 米, 脱穀済みの大麦, 食用粉類, 食用グルテン, 穀物の加工品, サンドイッチ, すし, ピザ, べんとう, ミートパイ, ラビオリ, 即席菓子のもと, アイスクリームのもと, シャーベットののもと, アーモンドペースト, イーストパウダー, こうじ, 酵母, ベーキングパウダー, 氷, 酒かす, 但し、アイスクリームのもと, シャーベットのものを除く」

引用商標2：
ゆめ

第29類「食肉, 食用魚介類(生きているものを除く。), 肉製品, 加工水産物(「かつお節・寒天・削り節・とろろ昆布・干しのり・干しひじき・干しわかめ・焼きのり」を除く。), かつお節, 寒天, 削り節, とろろ昆布, 干しのり, 干しひじき, 干しわかめ, 焼き

のり、豆、加工野菜及び加工果実、卵、加工卵、乳製品、食用油脂、カレー・シチュー又はスープのもと、なめ物、お茶漬けのり、ふりかけ、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、食用たんぱく、但し、乳製品を除く」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「夢あじ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさで、等間隔に外観上まとまりよく一体的に表されており、いずれかの文字部分が自他商品の出所識別標識として強い印象を与えるものではない。

また、本願商標は、その構成中の「夢」の文字が「睡眠中に持つ幻覚。空想的な願望。」等を、「あじ」の文字が「マアジの通称。飲食物が舌の味覚神経に触れた時におこる感覚。」等（いずれも出典は「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）をそれぞれ意味する語であり、「あじ」の文字部分が、その指定商品の普通名称、品質、原材料等を理解させるとしても、その構成全体からは「夢の鰯」ほどの一連の観念を想起させ、その構成文字より生じる「ユメアジ」の称呼も、4音と短く、容易に一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標のかかる構成、称呼及び観念においては、殊更に、「夢」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然である。

してみれば、本願商標について、その構成中の「夢」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定判断は、妥当なものとはいえない。

さらに、本願商標全体と引用商標との比較において、他に両商標が類似するというべき事情は見いだせない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**夢あじ**」は、その構成、称呼及び観念においては、殊更に、「夢」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然であるから、その構成中の「夢」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用各商標「**ゆめ**」とが類似するとした原査定判断は妥当なものとはいえない、と判断されました。

前回ご紹介した商標「**忍者ラーメン**」と商標「**NINJA\忍者**」の類似性が争われた審決（不服 2025-007951）と同様に、今回も実質的に「**〇〇〇**」と「**〇〇〇+食品（指定商品）の普通名称**」の構成からなる商標の類否が争われた審判事件といえます。

結論としては、「**忍者ラーメン**」と「**NINJA\忍者**」が類似と判断されたのとは反対に、本願商標「**夢あじ**」と引用各商標「**ゆめ**」とは非類似と判断された次第です。上述の本審決の判断理由は、商標「**ラッキークッキー**」と商標「**ラッキー\LUCKY**」等とが非類似と判断された審決（不服 2025-013724）とほぼ同様といえます。

なお、本審決の前日になされた審決（不服 2025-000468）では、商標「**一楽ラーメン**」（※第43類「飲食物の提供，ラーメンを主とする飲食物の提供」）と商標「**一楽**」が類似すると判断されています。商標「**忍者ラーメン**」と商標「**NINJA\忍者**」の類似性が争われた事件とは、第43類の役務を指定しているという点で異なっていますが、両商標が類似するという結論は同じとなっており、特許庁は「ラーメン」については特に厳しくするこだわりが何かあるのだろうかと感じてしまいます（笑）。

ちなみに、「**〇〇〇ラーメン**」の構成からなる商標に関する過去の審決では、商標「**シロ**

白クマ」と商標「**クマ**」が非類似と判断された事件（不服 2021-014152）や、商標

「**マンゴクマ**」と商標「**まん 徳**」が類似と判断された事件（2018-000580号）等もあります。

これまでの審決を見てきた当職の印象としては、「**〇〇〇**」と「**〇〇〇+食品（指定商品）の普通名称**」の構成からなる商標の類否が争われる場合、「肉」や「魚」に関するものについては一体不可分性が認められて非類似となりやすいような気がしますが、いかがでしょうか。このような商品群は、地域ブランドのように全体で1つのネーミングと認識されやす

いという事情があるのかもしれませんが。

いずれにしても、今後も「ラーメン」の場合は特に注意をした方が良さそうです。

(弁理士 永露 祥生)

< 2026年2月22日 >